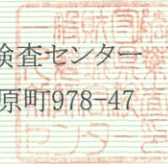


〒300-0132  
茨城県かすみがうら市男神240-18

受付番号 17-RA-1003-1  
受付年月日 平成 29年 9月 12日  
報告年月日 平成 29年 9月 15日

株式会社 ポテトかいつか 様

一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター  
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-47



ご依頼の試料について測定した結果を下記の通り報告いたします。

## 試験検査成績書

試料名	さつまいも ベニアズマ 350 銚田市造谷
採取日時	平成29年9月11日 12時00分
採取場所	かすみがうら市男神240-18 株式会社 ポテトかいつか サツマイモ倉庫
採取者	品質管理 (貴方)
測定日 (基準日)	平成29年9月12日
測定装置	SEIKO EG&G社製 SEG-EMS/DS-PA211061 (AMETEK社製 ゲルマニウム半導体検出器 GEM40P4-76)
測定条件	試料量 : 1.243 kg 測定時間 : 600 秒
測定方法	<ul style="list-style-type: none"><li>平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ24 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメリーのための試料前処理法」を参考。</li><li>平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ7 「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」に準じる。</li><li>平成24年3月15日 厚生労働省食品安全部長通知 「食品中の放射性物質の試験法について」に準じる。</li></ul>

測定項目	測定結果	検出限界値
放射性ヨウ素-131	不検出	10 Bq/kg
放射性セシウム-134	不検出	10 Bq/kg
放射性セシウム-137	不検出	10 Bq/kg
放射性セシウム-134と137の合計 (基準値:100Bq/kg)	不検出	-
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>「不検出」とは、放射性物質が検出限界値以下であることを表す。</li><li>検出限界値とは、測定装置が検出可能な最低の放射能のことを表す。ただし、検出限界値の記載は食安発0315第4号/第5号 別添「食品中の放射性セシウム検査法 2.3 検査結果の取扱い」に従う。</li><li>放射性セシウムの合計は、四捨五入する前のセシウム-134と137の結果の和を用いるため、上記のセシウム-134と137の合計と一致しない場合があります。</li></ul>	
試験検査責任者	技術部 森山 庸一	

※ 本成績書を他に掲載するときは当センターの承認を受けて下さい。

〒300-0132  
茨城県かすみがうら市男神240-18

受付番号 17-RA-1004-1  
受付年月日 平成 29年 9月 12日  
報告年月日 平成 29年 9月 15日

株式会社 ポテトかいつか 様

一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター  
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-47



ご依頼の試料について測定した結果を下記の通り報告いたします。

## 試験検査成績書

試料名	さつまいも 紅天使 106 銚田市汲上
採取日時	平成29年9月11日 12時00分
採取場所	かすみがうら市男神240-18 株式会社 ポテトかいつか サツマイモ倉庫
採取者	品質管理 (貴方)
測定日(基準日)	平成29年9月12日
測定装置	SEIKO EG&G社製 SEG-EMS/DS-PA211061 (AMETEK社製 ゲルマニウム半導体検出器 GEM40P4-76)
測定条件	試料量 : 1.179 kg 測定時間 : 600 秒
測定方法	<ul style="list-style-type: none"><li>平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ24 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメリーのための試料前処理法」を参考。</li><li>平成4年 文部科学省放射能測定法シリーズ7 「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」に準じる。</li><li>平成24年3月15日 厚生労働省食品安全部長通知 「食品中の放射性物質の試験法について」に準じる。</li></ul>

測定項目	測定結果	検出限界値
放射性ヨウ素-131	不検出	10 Bq/kg
放射性セシウム-134	不検出	10 Bq/kg
放射性セシウム-137	不検出	10 Bq/kg
放射性セシウム-134と137の合計 (基準値:100Bq/kg)	不検出	-
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>「不検出」とは、放射性物質が検出限界値以下であることを表す。</li><li>検出限界値とは、測定装置が検出可能な最低の放射能のことを表す。ただし、検出限界値の記載は食安発0315第4号/第5号 別添「食品中の放射性セシウム検査法 2.3 検査結果の取扱い」に従う。</li><li>放射性セシウムの合計は、四捨五入する前のセシウム-134と137の結果の和を用いるため、上記のセシウム-134と137の合計と一致しない場合があります。</li></ul>	
試験検査責任者	技術部 森山 庸一	

※ 本成績書を他に掲載するときは当センターの承認を受けて下さい。